

高知大学デジタルサイネージ取扱契約書

国立大学法人高知大学（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記の条項に基づき、高知大学デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）設置について、次のとおり取扱契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、乙が所有するデジタルサイネージを甲の施設に設置し、維持管理、広告の掲出等に必要業務（以下「取扱事務」という。）を行うものとする。

2 甲及び乙は、この契約書に基づきこの契約を履行しなければならない。

3 乙は、広告の掲載にあたっては、国立大学法人高知大学広告掲載要項、及び国立大学法人高知大学広告掲載基準及び国立大学法人高知大学におけるデジタルサイネージ機器による広告運用要項に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（広告の募集）

第2条 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。

（広告の責任の所在）

第3条 広告掲載承認後、デジタルサイネージに掲載された広告内容についての一切の責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証することとする。

（デジタルサイネージに係る設置及び撤去）

第4条 デジタルサイネージの設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の設置及び撤去を行うときは、事前に甲に対して申出をし、その承認を得なければならない。

（大学情報の更新について）

第5条 デジタルサイネージの大学情報更新に係る操作方法について、甲からの問い合わせがあった場合には乙は無償で必要な説明を行わなければならない。

（広告掲載料及び貸付料）

第6条 乙は、甲に対し、広告掲載料及び国立大学法人高知大学資産貸付取扱基準に基づく貸付料として下記に示すとおり納入する。

(1) 広告掲載料は、機器1基につき月額20,000円（消費税別）とする。

(2) 広告掲載料及び貸付料は、契約期間中の年度ごとに1年分を前納付する。

2 乙は、前項に定める広告掲載料及び貸付料を甲が指定する期日までに、甲の発行する請求書により納入しなければならない。

3 前項の支払期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該

金額に年5%の割合を乗じた額を、乙は延滞金として、甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

(維持管理)

第7条 デジタルサイネージについての維持管理(消耗品の供給を含む。)は乙が行う。

2 前項の維持管理に要する費用並びに光熱水料等は乙が負担し、光熱水料等については甲が指定する期日までに、甲の発行する請求書により納入しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、又はこの契約を履行する見込がなく、当該事由の是正を求める甲からの申出があった日から30日が経過しても、当該事由が解消されないとき

(2) 乙が著しく社会的信用を失墜したとき

2 甲は、前項の規定によって本契約を解除したことで生じる損害について、その損害賠償を乙に請求することができる。

3 乙は第1項の規定によって本契約が解除となった場合において、第三者に対して損害を与え、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

4 乙は、甲の承認を得た場合に限り、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、契約を解除しようとする日から起算して2か月前までに書面により解約理由を付して甲に申出なければならない。

(原状回復)

第9条 乙は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかにデジタルサイネージを撤去し、原状回復しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって原状回復したときは、乙は、これに要した費用を支払わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、機器及び広告内容、その他取扱事務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、取扱事務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(契約期間)

第13条 この契約の有効期間は、本契約締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、

